

平成17年(才)第1094号

平成17年(受)第1262号

決 定

カナダ ブリティッシュコロンビア州バンクーバー市41番通り西3  
424

上告人兼申立人 アレクサンダー・マリー・ウ  
ッド

既代理人弁護士 本 田 正 幸  
さいたま市中央区四ツ目4丁目4番20号

被上告人兼相手方 ウッド あや子  
さいたま市中央区四ツ目4丁目4番20号

被 拘 束 者 ウッド アレクサンダー・季佳  
貞閑庭

因 所

被 拘 束 者 マチイ・シーナ・マロワ・ウ  
ッド

上記当事者間のさいたま地方裁判所平成17年(人)第1号人命保護請求事件に  
ついて、同裁判所が平成17年8月18日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立  
人から上告及び上訴整理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定  
する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

## 理 由

### 1. 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その満員は事実認識又は私なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

### 2. 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法312条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成17年9月8日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 島 田 仁 郎

裁判官 橋 元 裕 子

裁判官 甲 斐 幸 徳 夫

裁的官

泉

種

險

裁的官

牙

口

干

碑